

税だより

申告相談の日程

◆所得税及び復興特別所得税

とき

2月12日(木)～3月16日(月)
午前9時15分～午後5時

※土曜・日曜日を除く。(ただし、

2月22日(日)・3月1日(日)は

開設)

ところ 愛知県産業労働センター

(ウインクあいち)

問合せ 名古屋西税務署

☎052-521-0051

◆市県民税・所得税及び復興特別

所得税

確定申告書A

〈税理士による無料税務相談〉

2月16日(月)～27日(金)

午前9時30分～11時30分・午後
1時～3時30分

市県民税申告、確定申告書A

〈給与所得、年金所得等のみの方〉

2月16日(月)～3月16日(月)

午前8時30分～正午・午後1時
～4時

※土曜・日曜日を除く。

ところ 市役所本庁舎

3階大会議室

【注意！】

次の方は、市役所申告会場では
申告相談できませんので、「ウイン
クあいち」へお出かけください。

給与支払報告書提出のご案内

会社や事業所等を経営され、従
業員へ給与を支払っている方は、
平成27年2月2日までに受給者の
平成27年1月1日現在の住所地市
町村に給与支払報告書を提出して
ください。

提出する書類

①給与支払報告書の総括表

(会社名や報告人数を記載する
もの)

②給与支払報告書

(市町村提出用)2枚
給与支払報告書は、課税を行う
ための重要な書類です。記入漏
れ、提出忘れのないようにご注
意ください。

問合せ 税務課(本庁舎)

年金所得者の申告相談会

年金所得のみ又は年金及び給与
所得のみの方で、配偶者控除、扶
養控除、社会保険料控除、生命保
険料控除、地震保険料控除、医療
費控除等があり、申告が必要な方
を対象に、税理士による申告書の
作成指導等を行います。

また、この相談会で作成した申
告書は、そのまま提出できます。

とき 西枇杷島地区・新川地区

2月9日(月)

清洲地区・春日地区
2月10日(火)

住宅借入金等特別控除の申告説明会

住宅ローン等を利用して平成26
年中に住宅を新築もしくは購入又
は増改築し、一定の要件に当ては
まる方は、所得税の住宅借入金等
特別控除が受けられます。これら
の方(説明会では譲渡又は贈与及
びその両方に該当しない方のみを
対象)を対象に、税理士による説
明会を開催します。

とき 2月4日(水)・5日(木)

①午前9時30分から

②午後1時30分から

ところ 市役所本庁舎

3階大会議室

※対象者の方等には、市から案内
を1月中旬までに送付します。
案内が届かない方で参加を希望

ところ

市役所本庁舎

3階大会議室

※当日は、年金の源泉徴収票、給
与の源泉徴収票、社会保険料控
除証明書や支払額等の領収書、
生命保険料等の支払額等の証明
書など、申告に必要な書類と印
鑑をご持参ください。また、医
療費控除がある方は、領収書が
必要であり、支払額を計算して
おいてください。

問合せ 税務課(本庁舎)

される場合はお問合せください。

※申告説明会は2時間30分ほどを
予定し、途中入場は不可とします。

※国税庁のホームページ「確定申
告書等作成コーナー」でも作成
が可能です。また、申告期間中
に必要な書類一式を持参し、ウイ
ンクあいちで申告することも可
能です。

問合せ 税務課(本庁舎)

申告を
お忘れなく!





パブリック・コメント

行政ニュース

夢広場はるひ




保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

<p>意見提出資格</p>	<p>市内にお住まい、お勤め、在学の方及び事務所又は事業所を有する方</p>
<p>意見提出方法</p> 	<p>案件名、氏名(法人名)、住所を記入のうえ、郵送、FAX、Eメール又は窓口提出をお願いします。様式は問いません。 市ホームページからダウンロードもしくは各閲覧場所に設置の提出用紙により、提出いただくこともできます。</p>  <p>▼郵送(住所不要)・FAX・Eメールの場合</p> <p>①〒452-8569 清須市役所本庁舎 防災行政課 宛て FAX 052-400-2963 Eメール bosaigyosei@city.kiyosu.lg.jp</p> <p>②〒452-8563 清須市役所清洲庁舎 社会福祉課 宛て FAX 052-409-3090 Eメール shakaifukushi@city.kiyosu.lg.jp</p> <p>③〒452-8563 清須市役所清洲庁舎 高齢福祉課 宛て FAX 052-409-3090 Eメール koreifukushi@city.kiyosu.lg.jp</p> <p>④〒452-8563 清須市役所清洲庁舎 健康推進課 宛て FAX 052-409-3090 Eメール kenkosuishin@city.kiyosu.lg.jp</p> <p>⑤〒452-8563 清須市役所清洲庁舎 子育て支援課 宛て FAX 052-409-3090 Eメール kosodateshien@city.kiyosu.lg.jp</p> <p>▼窓口の場合 (担当課が本庁舎の場合) 担当課、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所 (担当課が清洲庁舎の場合) 担当課、市民課(本庁舎)、西枇杷島支所又は春日支所 ※電話、口頭でのご意見は受付しません。</p> 
<p>意見募集期間</p>	<p>平成27年1月6日(火)～2月4日(水) (郵送は締切日の消印有効、その他は締切日必着)</p>
<p>提出されたご意見の 取扱い・対応</p>	<p>提出されたご意見は、整理・分類したうえで、市の考え方とともに一定期間公開します(個人情報に関しては公開しません)。</p>



皆様のご意見をお聞かせください

パブリック・コメントとは…

行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、案に対して広く市民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、提出された意見等を考慮し、最終的な意思決定を行うものです。

次の計画(案)、条例(案)の内容について、市民の皆さんから意見の募集を行います。



①清須市空家等適正管理に関する条例(案)

空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的に「清須市空家等適正管理に関する条例(案)」を作成しました。

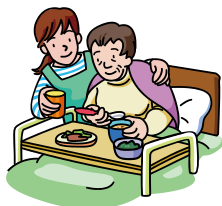
■担当課 防災行政課(本庁舎)



②第4期清須市障害福祉計画(案)

障がいのある方等に対する福祉の向上を図るために、「第4期清須市障害福祉計画(案)」を作成しました。

■担当課 社会福祉課(清洲庁舎)



③清須市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)

高齢者に対する福祉の向上を図るために、「清須市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)」を作成しました。

■担当課 高齢福祉課(清洲庁舎)



④健康日本21清須計画(第2次)(案)

地域ぐるみでの健康づくりを目指し、「健康日本21清須計画(第2次)(案)」を作成しました。

■担当課 健康推進課(清洲庁舎)



⑤清須市子ども・子育て支援事業計画(案)

幼児期の学校教育や保育、地域での子育て支援事業を計画的に推進するため、「清須市子ども・子育て支援事業計画(案)」を作成しました。

■担当課 子育て支援課(清洲庁舎)

観 覧 場 所

観 覧 時 間

○担当課及び各庁舎・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・カルチバ
新川・新川ふれあい防災センター・新川福祉センター・にしび創造センター・にしびさ
わかプラザ・西枇杷島老人福祉センター・春日公民館・市立図書館

午前8時30分～午後5時15分(閉庁、休館日を除きます)

○市ホームページ パブリック・コメントのページ



国民年金からのお知らせ
〜新成人の皆さんへ〜



国民年金は、年を取った時やいざという時の生活を、現役世代みんなどで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し、保険料を納め続けることで、年を取った時や、病気やケガで障がいが残った時、家族の働き手が亡くなった時に、年金を受け取ることができる制度です。

《国民年金のポイント》

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたり保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年を取った時の

老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残った時に受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と

「若年者納付猶予制度」

◎学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問合せ 保険年金課（本庁舎）

名古屋西年金事務所

☎052-2-5224・68855

申請はお済みですか？

（国民健康保険人間ドック補助申請のお知らせ）



人間ドック補助の事前受付をされた方で、補助申請がお済みでない方は、平成27年2月27日（金）【必着】までに市役所窓口へ申請してください。なお、事前受付及び受診を済まされていても、提出期限までに申請をされない場合は、補助ができませんのでご注意ください。

●補助対象 平成27年1月末日までの受診分

●申請に必要なもの

- ①平成26年度人間ドック受診受付票及び国民健康保険保健事業補助金交付申請書等（事前受付時に窓口でお渡しした書類で、必要事項を全て記入済のもの）
- ②領収書原本（「人間ドック受診費」と記載のものに限る）
- ③健診結果票（特定健康診査項目の結果数値が記載されているもの）
- ④振込口座のわかるもの（預金通帳、キャッシュカード等）
- ⑤印鑑

●申請場所

保険年金課（本庁舎）、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所

■問合せ 保険年金課（本庁舎）

年始 ごみ収集のお知らせ

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

年始のごみ収集等については、次のとおりとなります。収集日の間違いや外出等により、収集日前にごみを出すことのないよう、また交通の妨げにならないよう皆様のご協力をお願いします。

可燃ごみ	収集地区		年始最初の収集日
	市内全域	毎週月・木曜日 地区	
毎週火・金曜日 地区			1月 6日(火)

不燃ごみ	収集地区		年始最初の収集日	
	市内全域	第1・3水曜日 地区		1月 7日(水)
		第2・4水曜日 地区		1月14日(水)
		第1・3土曜日 地区		1月17日(土) ※1月は1回のみです。
第2・4土曜日 地区			1月10日(土)	

資源	収集地区		年始最初の収集日	
	西枇杷地区	第2水曜日 地区		1月14日(水)
		第2土曜日 地区		1月10日(土)
		第4水曜日 地区		1月28日(水)
		第4土曜日 地区		1月24日(土)
	新川地区	第3水曜日 地区		1月21日(水)
		第4水曜日 地区		1月28日(水)
		第4土曜日 地区		1月24日(土)
	清洲地区	第1水曜日 地区		1月 7日(水)
		第2水曜日 地区		1月14日(水)
		第3水曜日 地区		1月21日(水)
		第4水曜日 地区		1月28日(水)
		第1土曜日 地区		1月10日(土)
	●第1土曜日の収集地区は、1月のみ上記のとおり変更となりますのでご注意ください。			
	春日地区	第1土曜日 地区		1月10日(土)
		第2土曜日 地区		1月10日(土)
		第3土曜日 地区		1月17日(土)
		第4土曜日 地区		1月24日(土)
	●第1土曜日の収集地区は、1月のみ上記のとおり変更となりますのでご注意ください。			

プラスチック包装	収集地区		年始最初の収集日
	市内全域	毎週水曜日 地区	
毎週土曜日 地区			1月10日(土)
●1月3日(土)の収集はありませんので、ご注意ください。			

リサイクルステーション

〈出せる物〉 新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑がみ、古着、空き缶、金物、空きビン、ペットボトル、ペットボトルキャップ、スプレー缶、カセットボンベ類、使い捨てライター、乾電池(充電式・ボタン式は除く)

- ◆新川ふれあい防災センター西側 回収日 年始最初:1月 9日(金) 午前9時～午後3時
- ◆清洲庁舎(駐車場内) 回収日 年始最初:1月 4日(日) 午前9時～午後4時
- ◆西枇杷島庁舎(西側車庫内) 回収日 年始最初:1月10日(土) 午前9時～午後3時
- ◆春日支所(春日老人福祉センター駐車場内) 回収日 年始最初:1月 9日(金) 午後0時30分～4時30分

粗大ごみ ◆粗大ごみ収集受付 年始最初:1月5日(月) 午前9時～午後5時
 ◆申込 市シルバー人材センター 電話052-400-3123



各種表彰

地域の文化向上に貢献

長年、市文化協会会長として、地域文化活動の拡充に努めるとともに、県文化協会連合会会長等の要職にあつて県内文化団体の発展に尽力し、文化の向上に貢献した功績により、愛知県表彰を受賞されました。(敬称略)

愛知県表彰「文化」

泉 桂太郎(寺野)

地域の社会教育に貢献

長年、市社会教育委員長として、地域の社会教育の振興と発展に努めるとともに、県社会教育連絡協議会会長等の要職にあつて県内市町村の社会教育の振興に貢献した功績により、愛知県教育表彰を受賞されました。(敬称略)

愛知県教育表彰「社会教育」

和田 典之(西枇杷島町城並)

工事のお知らせ

■問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)

次の場所で下水道工事を行います。
工事に伴い交通規制などご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 1.工事名 ① 公共下水道污水管整備工事(26-3)
- 2.工事場所 春日西地内 外
- 3.工事期間 平成27年3月27日完了予定



— 工事箇所

- 1.工事名 ② 公共下水道污水管整備工事(26-4)
- 2.工事場所 春日下中割地内 外
- 3.工事期間 平成27年3月27日完了予定



— 工事箇所

- 1.工事名 ③ 公共下水道雨水管整備工事
(下之郷第三幹線)
- 2.工事場所 春日江先地内
- 3.工事期間 平成27年3月27日完了予定



— 工事箇所



「児童扶養手当法」の一部が改正されます ■問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)

制度の概要

児童扶養手当(国の制度)は、ひとり親家庭(父又は母が重度の障がいの状態にある場合を含む)及び両親のいない家庭で、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で一定の障がいの状態にある者)を養育している方に支給されます。(所得制限あり)

改正内容

これまで、公的年金(※)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月からは、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

《参考:児童扶養手当の月額》(平成26年4月～)

- ・子ども1人の場合
全部支給:41,020円
一部支給:41,010円～9,680円(所得に応じて決定されます)
- ・子ども2人以上の加算額 2人目:5000円、3人目以降1人につき:3,000円

新たに手当を受給するための手続き

子育て支援課(清洲庁舎)で申請をしてください。



支給開始日

手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより、児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

市税等に係る延滞金のお知らせ

■問合せ 収納課(本庁舎)

納期内に税金の納付がなかった場合、納期内に納税した方との公平性を図るため、納期限の翌日から完納した日までの期間に応じて延滞金がかかります。その割合は毎年見直され、平成27年1月1日以降は以下の割合で計算された延滞金を納付することになります。

平成26年12月31日まで			➔	平成27年1月1日以降	
延滞金	納期限後1か月以降	年9.2%		年9.1%	特例基準割合+7.3%
	納期限後1か月以内	年2.9%	年2.8%	特例基準割合+1.0%	

※特例基準割合…財務大臣が、前年の12月15日までに告示する割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の前々年の10月から前年9月までの各月における年平均)に1%を加算した割合です。

- 税金を納期限までに納税できない場合は、そのまま放置しておかず早めに収納課へご相談ください。
- 税金は最寄りの金融機関等で納めることができます。
- 納税・納付には、納め忘れが無い、便利な口座振替をご利用ください。



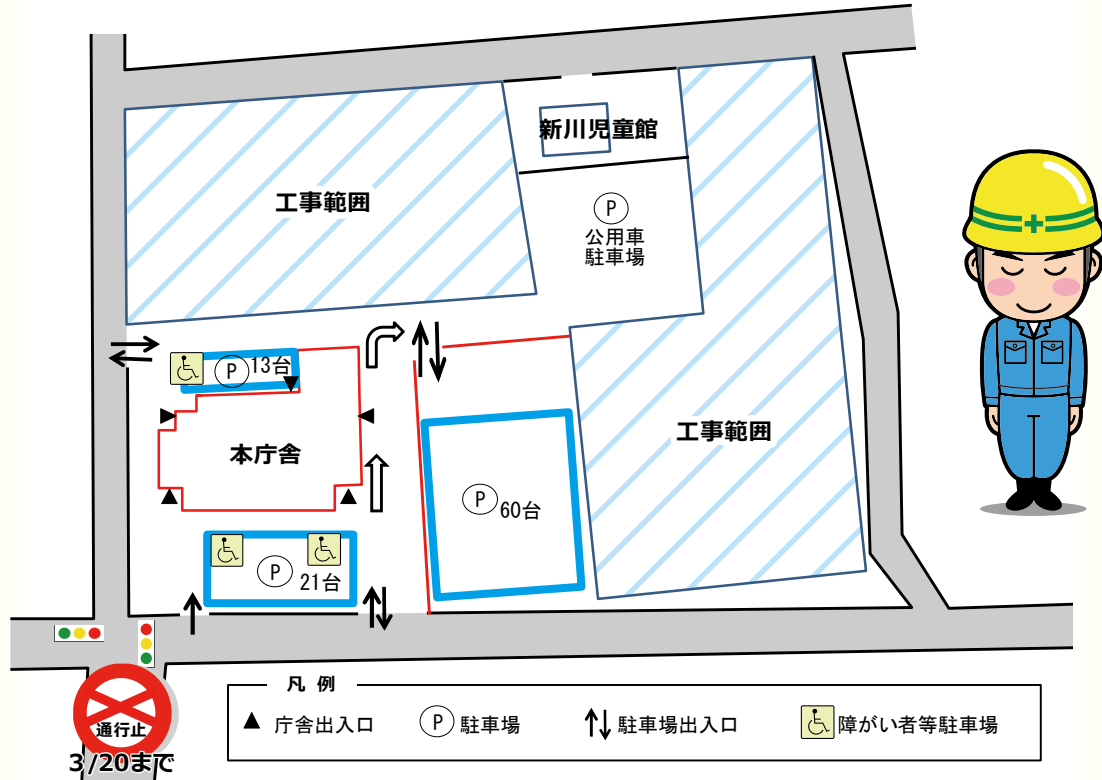
駐車場変更のお知らせ ～市役所本庁舎～

■問合せ 財政課(本庁舎)

増築庁舎建設工事の着手に先立ち、新川体育館始め3施設取り壊し工事を平成26年10月から行っておりますが、引き続き雨水貯留施設整備のための工事を行います。

ご来庁の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事期間の本庁舎駐車場案内図 平成27年3月31日まで(予定)



広報清須の記事をつくってみませんか? 市民記者 募集!!



内 容

- 地域の身近な話題や行事などの取材、写真撮影及び取材した記事の作成など
- 市民記者活動中のケガなどに備えて、ボランティア活動保険に加入し、保険料は市が負担します。
- 取材、打合せなどに関する手当は支給しません。

活動期間 平成28年3月31日(木)まで

応募資格 18歳以上で市内にお住まい、お勤め又は在学の方

募集人数 10名以内

募集期間 平成27年1月23日(金)まで
※必着

応募方法 人事秘書課(本庁舎)に備えてある応募用紙に必要な事項を記入のうえ、人事秘書課へ提出してください。 ※応募用紙は市ホームページからダウンロード可
<http://www.city.kiyosu.aichi.jp/>

その他 必要に応じて面接を行います。

申込・問合せ 人事秘書課(本庁舎) 電話 052-400-2911(代)
Eメール jinjihisho@city.kiyosu.lg.jp



新川かべぬり絵本 終了のお知らせ



新川かべぬり絵本(写真)は、平成12年に東海豪雨で被災した住民の心をいやすために、豊和工業株式会社のご協力を得て、同社北側塀の壁面760メートルにわたり、新川の過去・現在・未来や新川に伝わる昔話や民話などを描いたものです。

以来、十数年にわたり愛され続けてきた新川かべぬり絵本ですが、塀の老朽化に伴い、豊和工業株式会社より歩道の安全確保のため、北側塀の解体及び新設の申し出がありました。

残念ではありますが、本市としても所期の目的を達成したものと考え、塀の解体新設に同意しました。皆様、長らくのご愛顧ありがとうございました。

問合せ 企画政策課(本庁舎)

初日の出は清洲城で



お正月の三が日、清洲城の開館は次のとおりです。皆さんぜひお越しください。

清洲城

元日

午前6時30分～午後3時

1月2日(金)・3日(土)

午前9時～午後3時

清洲ふるさとのやかた

元日・2日(金)・3日(土)

午前9時～午後3時

※両施設とも1月4日(日)から通常営業となります。

問合せ 産業課(本庁舎)

雪の清洲城写真コンテスト開催

応募方法

カラー四つ切

(ワイド四つ切を含む)を

産業課(本庁舎)へ提出

応募締切 3月20日(金)

※入選作品の著作権は清須市に帰属

問合せ 産業課(本庁舎)



平成27年西春日井三市一町合同 消防出初式開催のご案内

今年は、清須市で消防出初式を開催します。皆さんぜひご観覧ください。

とき 1月11日(日)

午前9時30分から

ところ 清洲公園大駐車場

※雨天の場合は清洲中学校体育館

問合せ 防災行政課(本庁舎)



平成24年1月に清須市で開催した消防出初式

農業従事者の皆様へ

農林業センサス統計調査にご協力ください



2015年農林業センサス統計調査(2月1日現在)を実施します。

1月から2月にかけて調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

調査票に記入していただいた内容につきましては、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確にご記入ください。

調査員は、身分証明書(調査員証)を携帯しております。万が一、不審に思われるようなことがあった場合は、企画政策課(本庁舎)までご連絡ください。

■問合せ 企画政策課(本庁舎)